

【資料3】 構造改革特区・地域再生提案のうち検討の対象とならないものの一覧

ご提案頂いた提案事項のうち、支障となっている具体的な規制が明確でないもの及び単なる税財源措置の優遇等を求めるものに該当する以下のものについては、今回の検討の対象とならないものとして扱います。

提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	今回の検討の対象とならない理由
個人	鞆町内において免税価格による外国人や日本国民に対する販売許可の要件緩和	たばこや酒、外国製品が安く購入が出来る特典を観光の大きな目玉とし、観光産業振興支援策として、関税、消費税や酒税を戻す制度の導入の為の要件緩和を求める。	本提案は、関税・消費税・酒税の減免を求める内容であり、単なる税財源措置に当たるため
喜多方市	寄付金の所得税控除への優遇措置	市が設置するふるさと基金の寄付に限り、現行の所得控除制度から、政治献金の寄付金控除の取り扱いによる税額控除を可能とする。	本提案は所得税(寄付金控除)の優遇措置を求めるものであり、単なる税財源措置に当たるため
東京都	東京湾岸地域における経済特区	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	【一部検討対象外】 本提案のうち一部については、法人税等の減免を求めるものであり、単なる税財源措置にあたるため
個人	大阪税関富島出張所移転及び親水広場公園造成と川沿いの整備事業	大阪市西区川口2丁目に現存する大阪税関富島出張所及び保税倉庫を移転し、跡地を安治川に面した親水広場公園とする。この地は1684年河村瑞賢が開削を行い、港を整備することで水運を基盤にした物流の一大拠点になったが、今や、安治川筋の物流手段として、水路利用機能は低下衰退した。現在、保税倉庫への商品の輸送は陸上交通である。現在の事業所は、歴史的使命を終えていると思われるので、移転していただきたい。川沿いを水と緑の遊歩道とすることにかかわる規制を地域再生のために取り払っていただきたい。川と親水公園を整備する際に国の支援をお願いしたい。	提案の取り組みを実施するに当たって支障となる具体的な規制が明確でないため
福岡市	外国人旅行者の消費税免税制度の特例	【内容】 現在、個店単位で対応している免税販売について、輸出品許可要件の緩和等により、商店街単位やゾーン単位で免税対応を可能にする	本提案は、消費税の減免を求める内容であり、単なる税財源措置に当たるため